

## 第1章 計画改定の趣旨、計画の目的、位置付け、計画期間

### 1 計画改定の趣旨

本計画は、2015（平成27）年度から2020年度までの6箇年を計画期間とする「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく「高齢者居住安定確保計画」として、2015（平成27）年3月に改定しました。

改定から3年が経過し、高齢化は一層進み、空き家の増加が見込まれる等の社会情勢の変化等に対応するため、これまでの施策を見直す必要性が生じています。また、本計画と調和を図る「神奈川県住生活基本計画」<sup>1</sup>では、施策の基本的な方針で「住宅政策を県民に分かりやすく示す」ことを掲げています。

そこで、計画の改定にあたっては、社会情勢の変化に応じた「新たな住宅セーフティネット制度」等の施策を加えるとともに、目標達成のための施策を主にハード系とソフト系の2種類に分類し、分かりやすい計画に見直しました。

また、人生100歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる住まいまちづくりが実現できるように、高齢者の参画とともに、地域住民が主体となって、県、市町村、事業者、住まいの関係団体、居住支援団体等が連携・協力して施策を進めてまいります。

なお、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals 略称SDGs）が掲げられています。SDGsの17の目標には「住み続けられるまちづくりを」等が含まれています。また、県では世界保健機関（WHO）が推進する、高齢者に優しい地域づくりに取り組む自治体の国際的なネットワーク「エイジフレンドリーシティ」の取組を進めています。SDGsやエイジフレンドリーシティの理念は本計画とも共通するため、今後、これらの趣旨も踏まえて高齢者の居住の安定確保に取り組めます。

### 2 計画の目的

神奈川県において、今後、急増が見込まれている高齢者が安心していきいきと暮らしていくためには、住宅施策と福祉施策をより一層連携させて様々な課題に取り組むとともに、高齢者を地域で支える体制を構築する必要があります。

また、高齢者世帯の増加は長期にわたって継続することが見込まれているため、長期的な視野に立ち高齢者対策を着実に実施することも重要となります。

この計画は、住宅施策と福祉施策の一体的な取組を総合的かつ計画的に推進することにより、神奈川県において、高齢者の居住の安定を確保し、高齢者が安心していきいきと暮らせる社会を実現することを目的としています。

<sup>1</sup> 神奈川県住生活基本計画：現計画期間2016(平成28)年度から2025年度まで

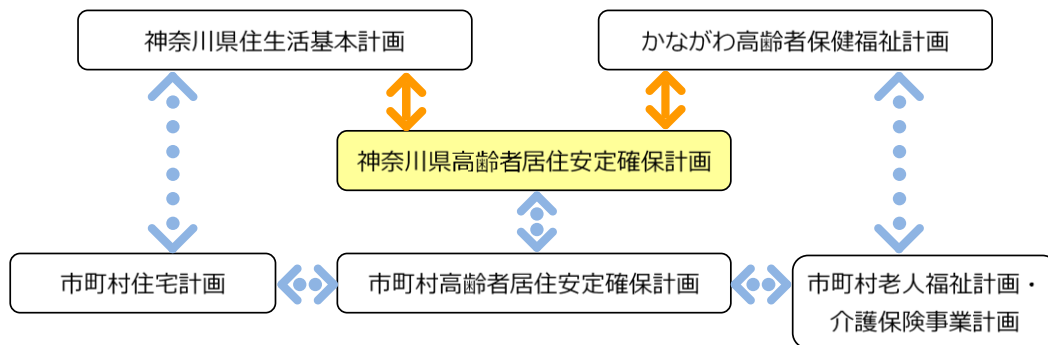
### 3 計画の位置付け

この計画は「神奈川県住生活基本計画」及び「かながわ高齢者保健福祉計画」<sup>1</sup>と調和を図るとともに、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号）第4条に基づく計画として位置付けます。

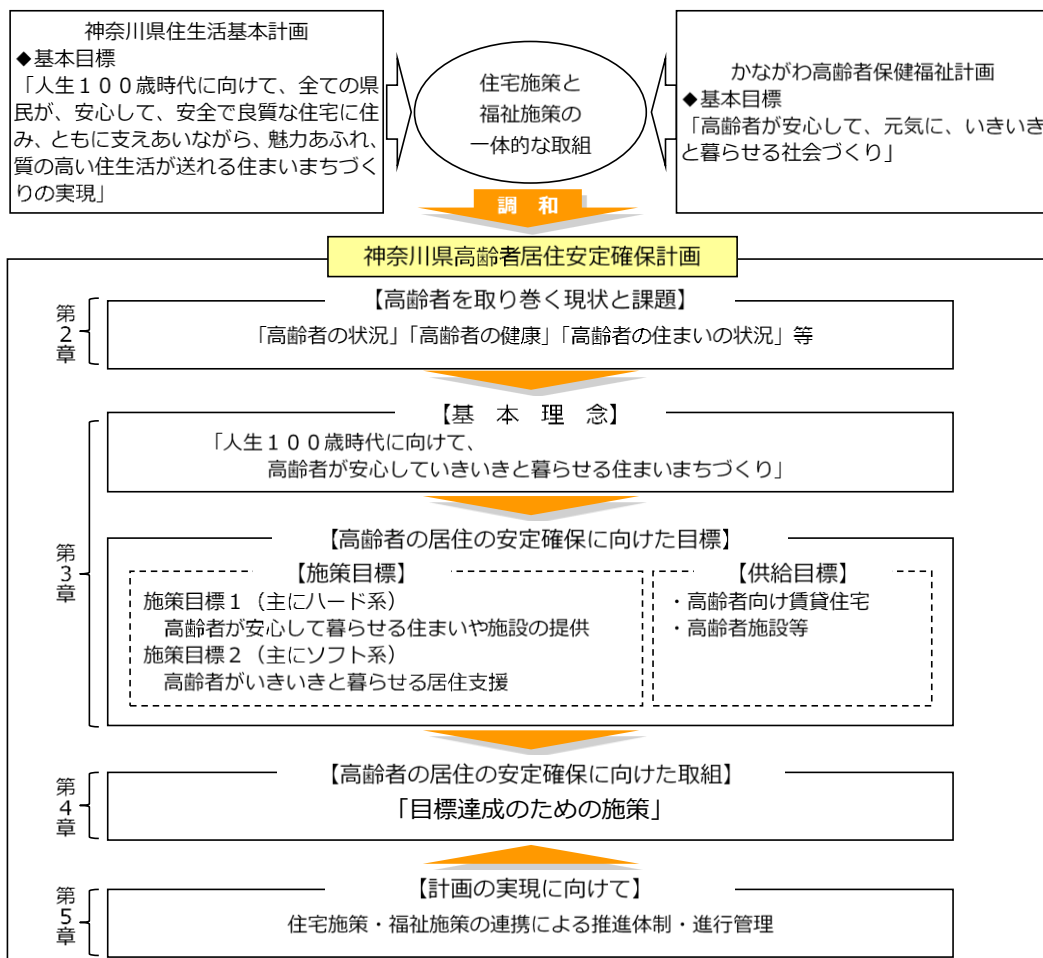
### 4 計画期間

この計画の計画期間は、「神奈川県住生活基本計画」及び「かながわ高齢者保健福祉計画」と調和を図り、中長期施策を講じることができるよう、「神奈川県住生活基本計画」と整合を図り2019（平成31）年度から2028年度までの10箇年とし、原則として5年ごとに見直しを行うこととします。

#### 《計画の位置付け》



#### 《計画の構成》



<sup>1</sup> かながわ高齢者保健福祉計画：現計画期間2018(平成30)年度から2020年度まで